

平成 25 年 4 月 12 日

## 【RTPA の皆さんへの重要なお知らせです】

クリーンなスポーツ環境を護るため、アンチ・ドーピング活動にご理解を頂きありがとうございます。

指定された 60 分の時間枠内に実施される競技会外検査の実施手続きについて、以下の通り重要な変更がなされますので、ご案内いたします。

尚、本件手続きの変更は、WADA から提示され 2015 年 1 月の施行に向けて検討が進められている検査に関する国際基準（International Standard for Testing : IST）の変更草案において、具体的な手順の変更案が提示されたこと及び、海外のアンチ・ドーピング機構における実践事例を踏まえての改訂となります。

### 【変更点】

指定された 60 分の時間枠に実施される競技会外検査において、指定された場所に競技者が不在であった場合、指定された 60 分の時間枠時間終了 5 分前に、競技者の居場所情報に明記されている電話番号にドーピング検査員（DCO）から電話をかけることとなります。

※これまでは、DCO から競技者に電話をかけることはありませんでした。

### 【注意事項】

- 1) DCO が競技者へ電話後、「60 分の時間枠」以内に競技者をその場で目視により確認する事ができない場合には、「検査未了」となります。
- 2) DCO から競技者に電話をかけた後、60 分の時間枠内で DCO が待機している場所に競技者が到着できないと合理的に判断される事情（身体障害や建築物の構造等）がある場合に限り、合理的と考えられる範囲でのみ DCO が待機することがあります。
- 3) 上記の対応が取られますので、ADAMS 内の電話番号登録について、普段使用している電話番号（携帯電話、固定電話ともに）を登録するよう確認をお願いします。
- 4) 「着信拒否設定による電話が通じない」、「知らない番号、または非通知だったので電話に応答しなかった」等ということが無いように注意してください。

お問い合わせ先

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

企画・教育ユニット

電話：03-5963-8030

e-mail：ibasho@playtruejapan.org

以上